

○松浦市新規漁業就業促進事業費補助金交付要綱

平成18年6月28日

告示第200号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が漁業への新規就業者の定着促進を図るため、漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金実施要綱（令和5年3月31日付5水経第356号長崎県水産部水産経営課長通知）に基づく事業について、予算の定めるところにより、松浦市新規漁業就業促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条による補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 松浦市新規漁業就業促進事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 松浦市新規漁業就業促進事業収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、市長が定める。

3 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合はこの限りではない。

(補助の条件)

第4条 規則第6条による条件は当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(計画変更承認申請)

第6条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、松浦市新規漁業就業促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定による市長が認める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更とする。

(事業中止等の報告)

第8条 規則第11条第2項第2号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けようとする者は、松浦市新規漁業就業促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績書の期限は、事業の完了した日若しくは規則第11条第2項第1号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認が到達した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 松浦市新規漁業就業促進事業実績書
- (2) 松浦市新規漁業就業促進事業収支精算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第3項ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした者は、前項の松浦市新規漁業就業促進事業実績書を提出する場合において、仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、この金額を補助金額から減額して市長に報告しなければならない。

4 補助金の交付を申請した者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額の内、減じて申請又は報告した金額を上回る金額）を補助金額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助の対象となる経費は、概算払の方法により交付することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第118号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年告示第110号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第167号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年6月27日告示第146号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第107号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年9月28日告示第147号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日告示第28号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日告示第139号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市新規漁業就業促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月25日告示第95号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市新規漁業就業促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月25日告示第39号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月10日告示第84号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の松浦市新規漁業就業促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月21日告示第16号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業種目	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更
1 漁業就業実践研修事業	(1) これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者（雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く。）であって、かつ、新松浦漁業協同組合の長が推薦する者で、別途定める松浦地域漁村担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認める者が以下の4コースの漁業就業実践研修期間中に必要とする下記の経費 ア スマート人材育成 (ア) 対象者：一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者	補助の対象となる経費の欄に掲げる経費について、10分の10以内	1 補助金の額に変更を及ぼす変更 2 補助対象経費の30%を超える増減

(イ) 研修期間：2年間

ただし、次の要件全てに該当する者にあつては、松浦地域漁業の担い手確保推進協議会の意見を聞いて、必要であると判断された場合に限り、研修期間を1年間延長することができる。

① 県外からのUターン又はIターン者であること。

② 研修開始時に55歳以下であること。

③ 漁家の2親等以内の子弟ではない又は漁家の2親等以内の子弟であつて複数の漁業種類等の実践研修（年度毎の研修期間の1/3以上を2親等以内の親族以外の漁業者又は水産加工業者に就いて2親等以内の親族が従事する漁業又は水産加工業以外の技術を習得する研修に限る。以下同じ。）に取り組む者であること。

イ 地域漁業習得

(ア) 対象者：定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従業を目指す者

(イ) 研修期間：1年間

ウ 漁業承継

(ア) 対象者：漁家の2親等以内の子弟であつて後継者として漁業就業を目指す者

(イ) 対象漁家：直近3か年の平均漁業所得が500万円未満の漁家

(ウ) 研修期間：2年間

エ マルチ人材育成

(ア) 対象者：他産業との兼業  
を目指し新たに漁業の技術習  
得を目指す者

(イ) 研修期間：最長180日

- ① 研修費
- ② 保険加入料
- ③ 漁業資材購入費
- ④ 健康診断及び人間ドック  
の受診費用
- ⑤ その他研修受講に必要な  
経費

ア及びイに係る支給限度額

1人につき、研修費として、13  
8,000円/月（ただし、2親  
等以内の親族から生計独立して  
いない場合は、100,000円  
/月）

ウに係る支給限度額

1人につき、研修費として、1年  
目は100,000円/月、2年  
目は80,000円/月

エに係る支給限度額

1人につき、研修費として1時間  
あたり1,000円、120,0  
00円/月以内とする。

研修費以外の支給限度額は、1人に  
つき、50,000円/年とする。

漁家の子弟にあつては、漁家から生  
計独立した者、Uターンした者、又は  
学校卒業後3年以内であつて複数の  
漁業種類等の漁業就業実践研修に取  
り組む者に限り、ア及びイの対象とす  
る。

(2) 漁業就業実践研修生を受入れる  
漁家に支払う謝金等に要する経  
費

前号アに係る支給限度額

受入漁家1者につき、150,0

	<p>00円/月、支給期間は2年間以内とする。</p> <p>前号エに係る支給限度額 受入漁家1者につき、1時間当たり1,000円、150,000円/月以内とする。</p> <p>ただし、2親等以内の親族が受入漁家となる場合は支給対象外とする。</p>		
2 新規漁業 就業者定着 支援事業	<p>新規漁業就業者（長崎県外から本市に転入し、新たに漁業に就業するJターン者をいう。以下同じ。）の漁業経費に要する経費、新規漁業就業者の漁業技術研修の実施に要する経費又は漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換や多角化による経営安定のための研修の実施に要する経費</p> <p>なお、Jターン者とは、本市を除く長崎県の市町出身者で、長崎県外から本市に転入した者をいう。</p> <p>ア 漁業経費支援 経営を開始した新規漁業就業者の漁業経費に要する経費 (ア) 対象者：独立型漁業に従事し、経営開始後2年以内の新規漁業就業者 (イ) 支援対象期間：経営開始後2年間 (ウ) 対象経費：漁具、燃料費、出荷にかかる経費（箱代、氷代、出荷手数料、運搬費等）、餌代、消耗品費など</p> <p>イ 新規就業者研修 ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する研修費。なお、研修は12回/年まで実施することができる。</p>	<p>ア 補助の対象となる経費の欄に掲げる経費について、3分の1以内 イ及びウ 補助の対象となる経費の欄に掲げる経費について、10分の10以内</p>	<p>補助金の額に変更を及ぼす変更</p>

(ア) 対象者：独立型漁業に従事し、  
経営開始後2年以内の新規漁業  
就業者

(イ) 支援対象期間：経営開始後2  
年間

① 自船研修

研修内容：研修者の漁船又は施設  
等を使用して行う技術指導

対象経費：指導謝金（日額40,  
000円以内）、旅費（松浦市  
職員等の旅費に関する条例（平  
成18年松浦市条例第41号）  
の例により算出された額）

② 他船研修

研修内容：指導者の漁船又は施設  
等を使用して行う技術指導

対象経費：指導謝金（日額20,  
000円以内）、旅費（松浦市  
職員等の旅費に関する条例の  
例により算出された額）、研修  
費（日額8,000円以内）

ウ 経営多角化研修

ベテラン漁業者による技術指導に  
要する経費及び研修者に対する研修  
費。なお、研修期間は6か月以内とし、  
180日の範囲で分割して実施する  
ことができる。

(ア) 対象者：経営開始後に技術向  
上のための研修に取り組む者又  
は収益力向上を目的に漁業種類  
の転換や多角化に取り組む者

① 自船研修

研修内容：研修者の漁船又は施設  
等を使用して行う技術指導

対象経費：指導謝金（日額20,  
000円以内）、旅費（松浦市  
職員等の旅費に関する条例の  
例により算出された額）、研修

	<p>費（日額8,000円以内）</p> <p>② 他船研修</p> <p>研修内容：指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導</p> <p>対象経費：指導謝金（日額8,000円以内）、旅費（松浦市職員等の旅費に関する条例の例により算出された額）、研修費（日額8,000円以内）</p> <p>アに係る支給限度額</p> <p>対象経費の総額</p> <p>1,800,000円／年以内</p> <p>イ及びウに係る支給限度額</p> <p>研修費は研修者1人につき1か月当たり160,000円以内（旅費を除く。）、指導謝金は1か月当たり300,000円以内（旅費を除く。）</p>		
--	---	--	--

様式第1号(第3条関係)

年度松浦市新規漁業就業促進事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業種目	実施期間	事業の内容	事業費

3 経費の配分

事業種目	補助事業に 要する経費	負担区分		
		県	市	補助事業者

4 事業実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

5 添付書類

- ・経費明細書を添付すること
- ・各事業種目ごとの計画書を添付すること

様式第2号(第3条、第9条関係)

年度松浦市新規漁業就業促進事業収支予算(精算)書

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は、本年度 精算額)	前年度予算額 (又は、本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は、本年度 精算額)	前年度予算額 (又は、本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者の住所  
名称及び代表者氏名

㊟

年度松浦市新規漁業就業促進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった年度松浦市新規漁業就業促進事業について、下記のとおり計画変更したいので、松浦市補助金等交付規則第11条第2項の規定により申請します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

区 分	事業種目	実施期間	事業の内容	事業費
当初計画				
変更計画				
増 減				

3 添付書類

- ・経費明細書を添付すること
- ・各事業種目ごとの計画書を添付すること

備考 押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

松浦市長 様

補助事業者の住所  
名称及び代表者氏名

㊦

年度松浦市新規漁業就業促進事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった  
年度松浦市新規漁業就業促進事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、松浦  
市補助金等交付規則第11条第2項の規定により申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)時の出来高

事業種目	計 画		実 施 済		進捗度	残 高		備 考
	数 量	金 額	数 量	金 額	%	数 量	金 額	

備考 押印すべき者(法人にあつては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印  
を省略することができる。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

松浦市長 様

補助事業者の住所  
名称及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付け松浦市指令 第 号により交付決定通知のあった  
年度松浦市新規漁業就業促進事業費補助金（ 事業）について、松  
浦市新規漁業就業促進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり  
報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 松浦市補助金等交付規則第14条に基づく確定額<br>(平成 年 月 日付け松浦市指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                                 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定し<br>た仕入れに係る消費税等相当額                     | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料(消費税等確定申告書の写し及びその添付書類(補助金等に  
係るもの))を添付すること。

備考 押印すべき者(法人にあっては、代表者に限る。)が氏名を自署する場合には、押印  
を省略することができる。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条、第9条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)